

「産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度
ワーキンググループ報告書（案）」に対する意見募集の結果について

平成 19 年 12 月

特 許 庁

「産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書（案）」について、パブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、募集期間中に報告書（案）の内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

なお、とりまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜集約いたしております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1 意見募集の実施方法

（１）意見募集期間

平成 19 年 11 月 1 日（木）～平成 19 年 11 月 30 日（金）

（２）意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省 HP 及び特許庁 HP

（３）意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 15 件

内訳（個人 4 件、企業 2 件、団体 8 件、グループ 1 件）

<全体について>

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	通常実施権等登録制度について見直しが提案されたことは高く評価できる。見直しにより、登録制度の利用の拡大につながると考えられる。 同様の意見が他4件	いただいた御意見を踏まえ、企業の事業活動の実態に即した制度設計を検討してまいります。	企業1 団体4
2	見直し案は、通常実施権の法的性質について「不作為請求権を中核とするもの」という硬直的な解釈態度に基づき制度設計をしている。現実社会において活用されているライセンス契約の事態を直視しその実態に即してその性質を柔軟に捉えたうえで、ライセンシーの保護制度として充実した制度構築を目指す法改正を更に検討することを求める。	通常実施権の法的性質については、通説及び裁判例において、不作為請求権を中核とする権利と解されているところであり、報告書案はそのような考え方に従ったものですが、これは通常実施権が「特許発明の実施をする権利」といったような性質を有することを否定するものではありません。今後もライセンス契約等の実態や今回見直しを行う登録制度の運用状況等も踏まえながら、産業界等のニーズに即した制度の不断の見直しを行ってまいりたいと考えております。	団体1
3	通常実施権を登録しないことにより、実際にどのような問題が生じているか。 同様の意見が他1件	国境を越えた企業再編(M & A)の活発化等により、特許権等の移転が増加してきており、ライセンサーが破産した場合や特許権等の移転が生じた場合において、ライセンシーが従前のライセンス契約に基づいて事業を継続できなくなるというリスクが高まっているのが現状であると認識しています。	企業1 個人1

第2章 出願段階における登録制度の創設

1. 出願段階におけるライセンスに係る登録制度について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	実務上出願段階のライセンスが広く行われている現状や産業界のニーズ等を反映し、出願段階におけるライセンスについて登録することにより特許を受ける権利が移転された場合の新権利者に対抗し得るとした「出願段階におけるライセンスに係る登録制度」創設の提案に至った点は高く評価する。 同様の意見が他3件	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。	個人1 企業1 グループ1 団体1
2	特許出願は、取下げによってその出願は初めからなかったものとみなされるものであり、何人もその発明を自由に実施できる。そのような不安定な特許出願段階におけるライセンスの登録制度を設けることは適切ではないのではないか。	出願段階におけるライセンスについては、実務において一般的に行われており、その保護を図るべきとのニーズが強いことから、新たに登録制度を設けることが必要と考えておりますが、御指摘も踏まえ、特許出願の不安定な性質を踏まえた上で、自己責任により利用する制度であることについて、今後十分な周知活動を行ってまいります。	個人1

3	特許を受ける権利を有する者が破産した場合に、出願段階におけるライセンスに係る登録を備えていたときは、特許権成立前であっても破産管財人からライセンス契約を解除されないという効果を得るために、破産法第56条第1項の適用を受けることとしている点に賛成する。	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。	グループ1
4	出願公開前の特許出願の存否及び内容は秘密事項であり、権利の公示という制度と相容れないと考えられるため、特許庁長官による公開前に登録を行うのであれば、出願人の公開請求を待つ若しくはこれと同時に登録申請を受理するのが妥当である。 同様の意見が他1件	今般検討している出願段階における登録制度では、発明の名称、発明の内容は登録事項とはしないことで考えておりますので、登録により出願公開前の発明の内容が開示されることはありません。また、出願公開前における出願の存否については、登録によりこれが開示されたとしても、発明内容が開示されない限り問題がないと考えております。したがって、出願公開の前後を問わずライセンス許諾の実態があり、その保護ニーズが強いことを踏まえ、出願後であれば、出願公開前であってもライセンスの登録を認める方向で検討をしております。	個人2
5	出願段階のライセンスの保護について、出願公開前後で区別する必要はないと考える。	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。	団体1
6	出願段階におけるライセンスの法的性質として、不正競争防止法上の差止請求権等を受けないとする不作為請求権が含まれているとする点は削除すべきである。不正競争防止法の差止請求権は、特許権のそれと異なる要件の充足により発生するものであり、誤解を招くことは避けるべきだからである。 同様の意見が他1件	御指摘も踏まえ、記述に不正確な部分もあることから、報告書案を修正しました。	団体2
7	専用実施権の事前登録の効果を第三者対抗力の具備に留める点につき、賛成する。 同様の意見が他1件	専用実施権については、登録が効力発生要件であることから(特許法第98条第1項第2号)、停止条件付き専用実施権を中核とする権利について、特許権の設定登録時に特許庁がその存在を把握した上で専用実施権の登録を行う必要があることから、専用実施権の事前登録の効果についても、効力発生要件とする方向で考えております。	個人1 グループ1
8	補正、分割があった場合でも出願の内容とライセンス契約上の権利が合致する範囲で登録の効果を主張できるとする案については合理的である。 同様の意見が他1件	本報告書案の内容を支持する意見と理解します。	団体1 個人1

9	報告書案では、ライセンス登録された出願の分割出願についてもライセンス登録の効力が及ぶものとしているが、分割出願は新たな特許出願であり実施許諾の効力が自動的に分割出願に及ぶものではない。 同様の意見が他1件	分割出願については、(1)二以上の発明を包含する特許出願の一部を新たな特許出願としたものであり(特許法第44条第1項)、「もとの出願」と同一性が保持されていると考えられること、(2)分割出願にライセンス登録の効力が及ばないものとする、出願人が補正と分割を行うことにより、ライセンス登録されている「もとの出願」の権利内容のほとんどを分割出願の方に実質的に移すことが可能であることから、ライセンシー保護の観点からは、分割出願に登録の効力を適用させることが必要と考えております。	団体1 グループ1
10	通常実施権及び専用実施権の事前登録された特許出願の取下げ、放棄については、実施権者の承諾を必要とすることを要望する。 同様の意見が他4件	ライセンシー保護の観点から、通常実施権又は専用実施権の事前登録がある出願についての取下げ又は放棄を行う際には、ライセンシーの承諾を要件とする方向で検討してまいります。	団体4 個人1
11	特許出願が特許権成立に至らない不安定な性質を含むものであることを前提にライセンスされていることに鑑み、特許出願の取下げにライセンシーの承諾は不要とする本報告書の案に賛成する。		グループ1
12	国内優先権の主張を伴う出願(国内優先権主張出願)は、補正、分割の場合と同様に、「先の出願」がライセンス登録されている場合には、国内優先権主張出願が「実質的な同一性が保持されている」範囲においては登録の効力を及ぼすべきである。 同様の意見が他3件	出願において優先権を主張することや出願の変更については、先の出願の見なし取下げにつながることから(特許法第42条第1項)、このような行為についてはライセンシーの承諾を要件とする方向で考えております。	団体3 個人1
13	(通常実施権等が事前登録された出願を基礎とした)優先権主張を伴う出願や(通常実施権等が事前登録された出願について)出願の変更をしたときに、新たな出願について元の出願になされた登録の効力を及ぼさないことについては賛成する。		グループ1
14	特許を受ける権利の登録制度は、自己責任により利用しうる制度であることの周知について、特許庁の十分な関与と施策をお願いしたい。	御指摘も踏まえ、ユーザーの適正な制度利用を促すべく、制度の趣旨及び内容について、今後十分な周知活動を行ってまいります。	個人1
15	出願番号を基礎とする登録原簿の作成は登録の申請があった場合に行なうとされているが、このとおりになると登録原簿のある特許出願とない特許出願が存在することになる。登録原簿のない特許出願について登録原簿の閲覧申請がなされることがないように、登録原簿の存否の情報がIPDL等で提供されることを要望する。	御指摘も踏まえ、今後、具体的な制度設計をしていく中で、利用者の利便に資する制度となるよう検討してまいります。	団体1

16	専用実施権の事前登録の後、通常実施権の事前登録が申請された場合は、その登録申請は受け付けないとしているが、そのような制限を設けず、後者についても登録を認めるべきではないか。 同様の意見が他1件	専用実施権の事前登録の後に、他の実施権の事前登録を認めるかについては、現行の登録実務の運用やいただいた御指摘も踏まえながら、今後、具体的な制度設計の中で検討してまいります。	個人2
17	専用実施権の事前登録の後、通常実施権や専用実施権の事前登録申請について認めない方向について賛成する。		企業1
18	実用新案権については、出願段階におけるライセンスの登録制度を導入しないことに賛成する。ただし、特許出願から実用新案への出願の変更が悪用されない等の運用上の配慮をお願いしたい。	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。 実用新案出願への出願の変更については、「もとの出願」がみなし取下げとなることから、ライセンスの登録がなされている出願については、当該ライセンシーの承諾を要件とする方向で考えております。	個人1
19	実用新案については出願から登録までの期間が短いとはいえ、実用新案を受ける権利の譲受人から出願段階において不正競争防止法に基づく差止請求権を行使されるおそれがあること、また、実用新案を受ける権利者が破産した場合は破産管財人からライセンス契約を解除されるおそれがあるのは特許と同じである以上、ライセンシーの保護を図る必要があるものと考えられる。	実用新案についてのライセンシーが契約を解除されるといったリスクが全くないわけではありませんが、出願から登録まで2.9カ月という短期間であることを踏まえれば、ニーズは限定的と考えられます。他方、実用新案登録出願のライセンスについての登録制度を設ける場合には、登録受付及び管理の実務に一定のコストを要するものであり、それに応じたシステム開発費用が必要となるという事情があり、行政効率の観点からも、ニーズが限定的な実用新案についてのライセンスに係る登録制度を導入することは、必ずしも適当ではないと考えております。	グループ

2. 特許を受ける権利の移転等に係る登録制度について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	出願後の特許を受ける権利の特定承継について効力発生要件としての登録制度を導入することに賛成する。 同様の意見が他2件	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。	個人1 企業1 団体1
2	出願後の特許を受ける権利の特定承継について現行の届出制にかえて登録制度を導入するに際しては、制度利用者の負担が過度にならないような制度設計を希望する。 同様の意見が他4件		

3	出願段階におけるライセンスの登録が存在しない場合にまで特許を受ける権利の移転等について登録を要求することは、ライセンスとの優劣を決する必要性がないにもかかわらず負担(共同申請となる、登録免許税の金銭的負担)が増えることになる。したがって、現行制度の届出制を維持したまま、内容の真実性担保のために公証人作成に係る承継を証明する書面の添付を要求することで足りる。	特許を受ける権利の移転等の場面における取引の安全を確保する見地から、共同申請による登録制度を原則とすることが適当であると考えております。なお、御指摘のように、ライセンスの登録の存否によって特許を受ける権利の移転について登録制と届出制を併存させることは、制度としての一貫性を確保できず、利用者の混乱を招くおそれがあると考えております。	グループ1
4	移転登録とは別に出願人名義変更手続きが必要であるとする、利用者の手続き負担が増加するので、一の手続きで移転登録と出願人名義変更ができる制度を希望する。	特許を受ける権利の特定承継については、現行の届出制を廃止し、新たに設ける登録制度に一本化することを考えております。したがって、御指摘のような利用者が届出と登録の双方の手続きを取る必要は生じません。	個人1
5	一般承継については出願人名義変更届を確認しなければならず、特定承継については登録簿の確認が必要となると、最新の出願人を確認する作業が繁雑になる。	特許を受ける権利の一般承継についても、現行法における特許権の一般承継の場合と同様、登録を効力発生要件とはしないものの、登録事項とすることを考えております。	個人1
6	特許を受ける権利の信託のための譲渡についても、今回創設する登録制度に含めることになるのか。	特許を受ける権利の信託のための譲渡も今回の登録制度の対象に含まれるものと考えておりますが、具体的には、今後、制度設計をしていく中で、御指摘も踏まえながら検討してまいります。	個人1
7	現行制度では、冒認出願がなされた場合の権利回復の方法として、特許を受ける権利の確認判決をもって権利の承継を証明する書面として取扱うことによって、届出による出願人名義変更手続きを行うことが可能である。他方、今般の特許を受ける権利の移転に係る共同申請登録制度の下では、出願人名義の移転登録請求訴訟が必要になると解され、真正権利者の移転登録請求権自体を肯定する根拠法令を欠くため認容判決を行うことが可能か疑問があり、現行制度と同様の権利回復が可能であるか検討する必要がある。	御指摘も踏まえ、現行の特許権及び特許を受ける権利に係る冒認出願に対する権利回復の考え方も踏まえながら、今後、制度設計をしていく中で検討してまいります。	団体1
8	特許を受ける権利の処分の制限について、登録制度を創設することに賛成する。	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。	個人1
9	処分の制限の登録がされている特許を受ける権利について、特許権の設定登録に至った場合には、当該特許権に対しても処分の制限の効力が及ぶものとし、特許庁は当該特許権について処分の制限の登録を行うこととすることに賛成する。	特許権は国家から付与された独占排他的権利である一方で、特許を受ける権利は特許権の付与を国家に請求するという性質の権利であり、権利の性質が異なることから、処分の制限がされている特許を受ける権利が特許権の設定登録に至った場合に、当該特許権に対しても処分の制限の効力が当然に及ぶものとするは難しいと考えております。	グループ1

10	処分の制限が登録された特許出願の補正、分割等の主張については、差押債権者又は執行裁判所の同意を要することとしてはどうか。	特許出願の補正・分割は審査官の拒絶査定を回避する方法として使われることもあり、その場合には拒絶理由通知を受けてから一定期間内（60日）に補正、分割を行う必要があります。このような短い期間内で差押債権者等の承諾をとらなければ補正、分割できないとすると、出願人にとって過度に重い制度となるおそれがあります。 また、2006年において分割出願の件数が年に約17000件であること、出願1件あたりの平均補正回数が1.48回であることなどを考慮すると、補正、分割の度に出願人が差押債権者等の承諾をとらなければならないとする制度は、現実的ではありません。 以上の理由から、処分の制限が登録された出願について補正、分割を行うことに差押債権者等の承諾は必要としない一方、差押債権者等保護の観点から、補正後の出願、分割出願について処分の制限の効力を及ぼすとする方向で考えております。	個人1
11	分割出願については新たな出願であり、原出願に対する処分の制限が自動的に分割出願に及ぶものではない。	分割出願については、(1)二以上の発明を包含する特許出願の一部を新たな特許出願としたものであり（特許法第44条第1項）、「もとの出願」と同一性が保持されていると考えられること、(2)分割出願に処分の制限の登録の効力が及ばないものとする、出願人が補正と分割を行うことにより、処分の制限が登録されている「もとの出願」の権利内容のほとんどを分割出願の方に実質的に移すことが可能であることから、差押債権者等保護の観点から、分割出願に登録の効力を適用させることが必要と考えております。	グループ1
12	処分の制限が登録された特許出願の取下げ、放棄については、差押債権者の承諾を必要とすることを要望する。 特許を受ける権利を財産権として、その処分の制限の登録方法を創設する以上、財産権を容易に毀損する制度設計をすることは問題である。 同様の意見が他3件	差押債権者等保護の観点から、処分の制限が登録された出願についての取下げ又は放棄を行う際には、差押債権者等の承諾を要件とする方向で検討してまいります。	団体3 個人1
13	本報告書案は、特許出願の取下げに差押債権者の承諾は不要としているが、そもそも特許出願は特許権の成立に至らないことも多く、そのような不安定な性質を含むものであることを前提にライセンスの対象とされていることに鑑み、本報告書案の案に賛成する。 同様の意見が他1件		グループ1 企業1

14	処分の制限が登録された特許出願の国内優先権等の主張については、差押債権者又は執行裁判所の同意を要することとしてはどうか。	出願において優先権を主張することは、先の出願の見なし取下げにつながることから(特許法第42条第1項)、このような行為については差押債権者等の承諾を要件とする方向で考えております。	個人1
15	処分の制限に関する登録がされた案件を基礎として国内優先権を主張する出願(国内優先権主張出願)がされたときには、国内優先権主張出願についても登録の効力を及ぼすべきである。		団体1
16	優先権主張に伴う出願や出願の変更については、新たな出願について、元の出願になされた処分の制限の効力を及ぼさないことについても賛成する。 同様の意見が他1件		グループ1 企業1

第3章 通常実施権等登録制度の活用に向けた見直し

1. 登録記載事項について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	現行の登録制度において、対価が必要的記載事項であり、かつ開示がなされることが制度を利用しづらくする最大の要因であることを考慮すれば、対価を登録事項から除外するとしたのは極めて妥当であり、実務的には大きな意義がある。 同様の意見が他2件	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。	企業1 団体2
2	対価に関する事項については任意的登録事項とし、登録した場合には第三者対抗力を具備するとの制度として存続することも、さらにユーザーニーズを調査したうえで検討すべきである。 同様の意見が他3件	対価については、現行制度でも、登録した場合の効果(第三者対抗力を具備するのか)について明確ではございません。また、対価は、経済状況などに応じて見直され、変動することも多いという実態があることを踏まえると、契約実態と乖離した登録に法的効果を認めることは適切ではないと考えられることから、任意の登録記載事項としても不適切と考えております。なお、産業活力再生特別措置法に基づく特定通常実施権登録制度において、対価は登録記載事項とされておりません。	団体3 グループ1
3	対価の定めは、裁定による通常実施権に関する規律にも含まれている。今回は契約による通常実施権の対価の定めの効果とするのか。	裁定による通常実施権の対価は、現行どおり、裁定事項としてこれを定め、登録することが適当であると考えております。	個人1

4	通常実施権の対価と同様、専用実施権の対価についても登録記載事項から除外するとしている点について賛成する。	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。	グループ1
5	通常実施権の独占性の合意についての登録可能性については、専用実施権との整合性等の検討課題があると思料するので、今回は登録事項としないとの見解に賛成する。 同様の意見が他2件	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。	団体2 グループ1
6	通常実施権の独占性の合意はライセンス契約に係る特約の中で保護のニーズが高いものであり、その保護が早急に実現されることを強く要望する。 同様の意見が他1件	専用実施権と独占的通常実施権の法的性質の違いが明確ではない中で、独占性の合意について登録制度の中に位置づけることは難しい面があり、また、本来的には専用実施権制度の在り方と併せて考えるべきものです。したがって、通常実施権の独占性の合意の登録については、今後、独占的通常実施権や専用実施権の実態を十分踏まえた上で、検討を進めてまいりたいと考えております。	団体2
7	本報告書案は、実用新案権の通常実施権等の登録事項についても、特許権と同様、対価を登録事項としないという見直しを行うべきこととしており、これに賛成する。	本報告書案の内容を支持する意見と理解します。	グループ1

2. 登録記載事項の開示について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	通常実施権の登録記載事項について、秘匿ニーズが強いことから、包括ライセンスの登録制度と同様に一般的には非開示とし一定の利害関係人へのみ開示するとしたのは、実務のニーズに合致したものとして評価できる。 同様の意見が他2件	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。	企業1 団体1 個人1
2	登録機関及び登録事項の開示を受けた者の秘密保持について不安がある状況で通常実施権登録することには抵抗感がある。	登録機関である特許庁においては国家公務員法に基づく秘密保持義務が存在しております。登録事項の開示を受けた者に秘密保持義務を課すことについては、その実効性の担保や秘密保持義務を課せられた第三者の負担、他法令の例等を考慮して、慎重に考えております。	団体1
3	特許権に係る通常実施権については、中小企業、個人同士の取引も存在するものと考えられ、特許権を譲り受けようとする者が、その特許権に付随する登録した実施者の内容確認をすることができない状況は、転得者になろうとする者にとって危険であり、その辺を理解せずに転得者になった者にとっても事後的に不利益が生じることも予想される。	中小企業や個人同士で特許権の取引を行う場合においても、特許流通アドバイザーやいわゆる知的財産流通業者を活用することで、詳細な調査(デューデリジェンス)を行うことが期待できますが、御指摘も踏まえ、今般の段階的開示制度については、利用者が適切に活用できるよう、今後十分な周知活動を行ってまいります。	団体1

4	登録記載事項の開示を「選択制」として、開示するか否かを登録権利者、登録義務者の判断に任せることにしてもよいのではないか。	登録記載事項の開示を選択性とすることは、そのニーズが限定的である(秘匿化のニーズが強い)一方、開示の仕組みを必要以上に複雑化することから、必ずしも適当ではないと考えております。	団体1
5	専用実施権の登録事項については全て開示するという現行制度を維持することとしており、これに賛成する。	本報告書案の内容を支持する御意見と理解します。	グループ1
6	専用実施権の登録事項の開示について、特許権を譲り受けようとする者や管財人等の利害関係人は、当該特許権について専用実施権の設定の事実を知れば足りるのではないかと思われる点(そのような当事者は秘密保持契約の下にデューデリジェンスにより専用実施権者やその内容を知り得る)や専用実施権についても登録事項の秘匿ニーズが強いという点を考慮すると、第三者にとって影響が大きいという一般的な理由で、利害関係のない者にまで登録事項のすべてを知らしめる必要はないものとする。	専用実施権についても、通常実施権と同様、一定の秘匿化ニーズが存在していることは認識しておりますが、専用実施権者は、通常実施権者とは異なり、無権利者による実施に対して自ら差止・損害賠償請求を行うことが可能であり、そのような排他的、独占的な権利の帰属先は、一部の利害関係人のみならず一般に開示すべきものと考えております。	団体1
7	出願段階における停止条件付きの専用実施権を中核とする権利は、専用実施権とは異なり、独占排他性は有しないことから、その性質は債権的な権利に留まり、出願段階における登録の効果についても、第三者対抗力の具備にとどまる。したがって、出願段階におけるライセンスに係る登録制度については、専用実施権についても、特許権に係る通常実施権の登録制度と同じように一部非開示にすべきである。	専用実施権は登録が効力発生要件であることから、出願段階における停止条件付き専用実施権を中核とする権利について、特許庁においてその存在を把握した上で、特許権の成立と同時に専用実施権の登録をすることが必要となります。したがって、停止条件付き専用実施権を中核とする権利については、その効力発生要件として必ず登録を行わせることが必要であると考えております。また、特許権の成立とともに自動的に物権的な権利である専用実施権になるものである以上、停止条件付き専用実施権を中核とする権利も物権的な性質を有するものであり、その登録内容については、専用実施権と同様に一般に開示すべきものと考えております。	グループ1
8	(全ての登録情報の開示を受けることのできる)利害関係人の範囲が広くなりすぎることがないように、更なる慎重な検討を要望する。	利害関係人の範囲については、他の法令における例も参考にしながら、実効性のある制度を構築できるよう、今後検討してまいります。ただし、権利を譲り受けようとする者を全ての登録情報の開示を受けうる利害関係人に含めることとすると、実質的には誰でも利害関係人になりうると考えられ、段階的な開示制度を設ける意味がなくなってしまうおそれがあるため、これを利害関係人に含めることは妥当でないと考えております。	団体1
9	利害関係人の範囲は、第三者対抗力の効力を受けるべき者についてなるべく広く規定すべきである。たとえば、特許権者(譲受人を含む)、専用実施権者、差押債権者、仮差押債権者、処分禁止等保全処分債権者などがあげられる。		団体1
10	一定の利害関係人の範囲に対象特許権等の取得者だけでなく、取得しようとする者も含めるべきである。		グループ1

11	本報告書案は、実用新案権に係る通常実施権等の登録事項の開示についても、特許権と同様、通常実施権登録事項については一部非開示とし、専用実施権の登録事項については従来どおり全部開示とすることとしており、これに賛成する。	本報告書案の内容を支持する意見と理解します。	グループ1
----	---	------------------------	-------

3. 登録の申請方法の在り方について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	「ライセンサーの登録申請意思に関わらず登録を認める」ということとなれば、一方当事者が秘密保持の点で登録申請を避けたい場合には、かえって混乱を生じることになるものと考え。単独申請については、登録事項の秘密保持義務と合わせて更に検討されることを要望する。	単独申請導入の必要性及び妥当性については、産業界への影響や特許法条約の批准に向けた状況等を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。	団体1
2	単独申請を認めることは、ライセンサーに第三者対抗力の具備についての選択権を認めないことになるが、通常実施権の非排他的な性格を理由として、特約なき限りライセンサーからライセンシーに対する登録請求権を認めていないという最高裁判例(最判昭和48年4月20日民集27巻3号580頁)に反する。		グループ1
3	単独申請は、利用者の利便性を高めるものであり、導入に賛成する。 同様の意見が他3件		個人1 企業1 団体2
4	単独申請が認められないとする条件等については、限定的にするべき。 同様の意見が他1件		団体2
5	「公証人等による認証のあるもの」について、その範囲、抹消の事実の証明の問題などの実務的検討がさらに必要である。		団体1
6	契約上の特約がある場合を除き、ライセンサーに対し登録の協力を要求する権利(登録請求権)を持たせる仕組みを構築してほしい。		団体1
7	公証制度を利用する際のライセンサーの手続きを教えてほしい。	謄本又は抄本認証の際には、公証人は謄本又は抄本を原因証書と対照して符合すると認めるときは認証を与えるとされており(公証人法第58条第2項)、ライセンシーが当該認証付き謄本又は抄本をもって単独申請する場合には、ライセンサーによる手続きは特段発生しないものと考えます。 単独申請導入の必要性及び妥当性については、産業界への影響や特許法条約の批准に向けた状況等を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。	企業1

8	当事者間の契約等により単独申請を禁ずる定めがある場合には、その定めに従い単独申請を認めないとする旨、報告書に明記すべき。	特許法条約を批准する場合には、登録申請の際に条約に規定するもの以外の要件を課することができないこととなります。単独申請を禁ずる定めがある場合に単独申請を認めないことが、当該条約に抵触するかどうかの検討を含め、今後、条約批准に向けた状況等も踏まえつつ、検討を進めてまいります。	団体1
9	公証人による認証謄本の提出のほか、通常実施権存在確認訴訟等による判決書・和解調書・仲裁判断書等の提出による場合にも単独申請を認めるべき。	現行制度においては、特許登録令第20条により、判決による単独申請を認めておりますが、この場合は共同申請の原則の例外として単独での登録をなすべき旨命じた「給付判決」に限られると解されています。 御指摘の確認訴訟による判決(確認判決)等による単独申請につきましては、今後、公証人制度を活用した単独申請導入の必要性及び妥当性と併せて検討してまいります。	団体1
10	原因書面に通常実施権設定の条件が記載されている場合には申請を認めないとしているが、特許庁に契約内容を審査させたうえで登録の可否を決めさせるという個別判断を要求することになり、現実的でないうえ、手続きが煩雑である。	原因書面の内容確認につきましては、現行の登録手続きにおいても行っており、登録の実務上可能であると考えております。	グループ1

第4章 その他

1. サブライセンスの保護の在り方について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	特許権者からのサブライセンスの授権に基づくサブライセンスの登録及び第三者のためにする契約によるサブライセンスについて、一定の場合には、サブライセンシーが通常実施権の登録を備えることができるとする本報告書案に賛成する。 同様の意見が他1件	本報告書案の内容を支持する意見と理解します。	企業1 グループ1
2	サブライセンス登録要件として、(1)ライセンシーにサブライセンスに関する授権がなされていないことを証する書面、(2)当該ライセンシーからサブライセンシーに対する許諾証書となっているが、どのような書面であれば登録を認められるのか具体的ではない。	御指摘の点については、今後、具体的な運用を定める中で検討してまいります。	団体1
3	ライセンサーから(ライセンス契約の直接の当事者ではない)ライセンサーの子会社が有する特許権等に基づくライセンスの許諾を受けることも多くあり、このような実務慣行にも対応できる法制度とすべきである。	御指摘も踏まえ、今後サブライセンスの登録についての運用の改善による対応の中で検討してまいります。	団体1

4	サブライセンスに係る授権の特約に関する登録のみにより(サブライセンシーについて特定せずに)サブライセンスが保護される制度の導入が積極的に検討されるべき。 同様の意見が他6件	サブライセンスに係る特許権者の授権の特約を登録記載事項とすることについては、サブライセンシーを特定する必要性も含めて、サブライセンスの特約の実態把握や法制的な議論を深めながら、今後検討してまいります。	企業1 団体6
5	サブライセンスに係る特許権者の授権を任意的登録事項とする案を今回は見送ることについて賛成する。 また、サブライセンスに係る授権の特約の登録が認められている場合であっても、許諾対象を個別に特定しない場合の登録については慎重に検討することについて賛成する。		グループ1

2. 登録の効力発生日について

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	登録の効力発生日を登録申請受付日とすることに、賛成する。 同様の意見が他2件	本報告書の内容を支持する御意見と理解します。	個人1 企業1 グループ1
2	特許権等の設定登録についても登録の効力発生日と同様に権利発生日を申請受付の日とすべき。	特許法の設定登録については、申請という概念はありませんが、特許料納付を設定登録申請とみなして、当該納付受付日から特許権の効力を発生させるという考え方もあります。しかし、実際に特許権が原簿に記録されるまでの間は原簿が存在しないため、閲覧を行う第三者にとっては権利の所在を確認することができず、取引の安全性を害することとなり適当ではないと考えております。	個人1
3	申請から登録までの間に他の登録申請がなされた場合はどのように運用されるのか。	申請による登録は、特許登録令第37条の規定により、受付の順序に従って行うこととされており、改正後においても同様に受付順に登録されることとなります。本改正により、登録の効力は申請の受付と同時に発生することとなりますが、登録の順序等の運用については、現行と何ら変更ありません。	企業1

<その他>

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	将来的には、登録制度の充実にとどまらず、ライセンスの存在を立証すれば、登録なしにライセンスの保護を可能とする制度(当然保護制度)の導入を希望する。 同様の意見が他6件	御指摘の制度については、「売買は賃貸借を破る」との考え方を基本とする法体系との整合性や、特許権等の譲受人の保護とのバランス等の点で、制度導入につき、法律専門家や実務家等の間でコンセンサスが得られていないのが現状です。同制度については、我が国の特許権等の流通やライセンスの状況、今回見直しを行う登録制度の運用状況等を勘案して、引き続き検討が必要な課題と考えております。	企業1 団体6

